

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第5項の規定により土木・建築工事の随時監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課

総務部

建設部

教育委員会

総務課

都市整備課、公園緑地課、施設整備課

教育政策課、社会教育課

令和4年6月15日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 手 束 貴 裕

同 中 尾 薫

監 査 報 告 書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項に規定する財務監査

2 監査の対象

(1) 建築工事

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ア 別府市市民会館大ホール外改修工事 | (社会教育課・施設整備課) |
| イ 山の手小学校屋内運動場大規模改修工事 | (教育政策課・施設整備課) |
| ウ 令和3年度鉄輪地獄地帯公園便所新築工事 | (公園緑地課・施設整備課) |

(2) 土木工事

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ア 令和3年度志高～野尾原太郎丸線道路整備工事 | (都市整備課) |
| イ 令和3年度鉄輪地獄地帯公園整備工事 | (公園緑地課) |
| ウ 市民広場改修工事 | (総務課・公園緑地課) |

3 監査の着眼点

工事に係る財務事務及び計画、設計、施工、監理等技術面における事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

- (1) 監査専門委員による設計図書の審査
- (2) 監査委員及び監査専門委員による担当課からの事業概要、執行状況等に関する説明聴取及び質疑応答
- (3) 監査委員及び監査専門委員による工事施工場所における実地確認

なお、監査を実施した委員は次のとおりである。

別府市監査委員	恵 良 寧
同	手 束 貴 裕
同	中 尾 薫
別府市監査専門委員	黒 木 正 幸 (建築工事)
同	一 宮 一 夫 (土木工事)

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員室、4 F-1 会議室、5 F-1 会議室、各工事実施場所等
- (2) 実施日程 令和4年1月19日から令和4年3月31日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正な事務執行がなされていると認められた。

なお、個別の結果については次のとおりである。

(1) 建築工事

ア 別府市市民会館大ホール外改修工事（社会教育課、施設整備課）

本工事は大ホール椅子席の老朽化に伴ってホール外の改修を行うものである。工事の現状は既存椅子席の解体撤去の後、更新席数に対応する床下地の調整等が終了し、新しい椅子の設置や舞台と客席を仕切る緞帳の取付けを待つ段階である。資材の搬出や搬入に使用する屋内外の通路や階段は、傷や汚れに対して適切な養生とともに、工事が進められていることを確認した。また、一般に解体を伴う工事にあっては騒音の発生が懸念されるが、本工事においてはこれまで苦情などは寄せられていない。これらのことから、工事は適正に実施されていると判断する。引き続き、竣工まで工期・品質・安全について工事管理を徹底されたい。

本建物は吉田鉄郎氏により設計され昭和3年に竣工した鉄筋コンクリート造の貴重な近代建築であり、別府市指定有形文化財となっている。本工事の図面や工事記録は適切に保管され、将来の修復や改修に活かされたい。

イ 山の手小学校屋内運動場大規模改修工事（教育政策課、施設整備課）

本工事は建築後40年を経過し老朽化した屋内運動場（体育館）の屋根や床の全面的な改修に合わせて、照明のLED化等の機能向上を図り、教育環境を改善するものである。工事はほぼ完了し記録も整理されており、工事は適正に行われたと判断する。

屋根の改修では実績の多いカバー工法が採用された。一方、床の改修では木製の仕上材から別府市では初の採用となる樹脂製シートの仕上材に更新されている。シートはスポーツ競技の床に要求される性能を満たし、耐久性にも優れることが特徴であるが、使用性については利用者である学校から意見を聴取する等して知見を蓄積されたい。得られた知見は他の施設整備にも活かされることを期待する。

ウ 令和3年度鉄輪地獄地帯公園便所新築工事（公園緑地課、施設整備課）

本工事は、鉄輪地獄地帯公園の拡大整備のなかで、宿泊施設利用者および公園利用者の利便性を考慮し、公園の端にあるのではなく散策途中の休憩場所としても利用できるトイレを整備するものである。工事は完了し記録も整理されており、適正な工事が実施されたと判断する。

建物はアプローチしやすい遊歩道の交差点に立地し、建物と一体のベンチを備え、丸竹を型枠に使った外観で別府らしさを演出するなど、事業の趣旨に沿った施設になっていると評価する。ただし、利用者数の予測の難しさが関係者で共通認識されたので、供用に際しては浄化槽の処理能力を超えることがないように適切に管理されたい。

本建物の設計は別府市施設整備課によって行われた。設計業務は市職員の技術力向上の効果が大きいと期待できることから、今後も適宜自前設計に取り組みたい。

(2) 土木工事

ア 令和3年度志高～野尾原太郎丸線道路整備工事（都市整備課）

本工事業の事業目的は、「この路線は児童・生徒が通学路として利用しているものの、歩道が無く路側帯の内側を通行しており安全に通行できない状況であるため、歩道設置をすることで安全に通行できる道路環境を整備するものである。」とされている。

まず、本工事業の工期は令和3年9月2日から令和4年3月15日までで、1月末でおおよそ75%が終了していることが説明された。また、本工事業をもって同路線の歩道工事業は完了することも説明された。

現地における説明では、ガードレールが設置されないが、歩行者の安全性は確保できるのかとの質問に対し、車道と歩道の境界に設置するブロックの高さは安全規準を満足するものであることが説明された。その他、施工方法については一般的な工法を採用されており、特に確認すべき事項はなかった。

なお、工事業に関連する資料は十分に整っていた。監査当日は、竣工前であったが、予定通りに工事業が進捗していることを確認した。

イ 令和3年度鉄輪地獄地帯公園整備工事（公園緑地課）

本工事業の事業目的は、「別府市総合計画に掲げている「一日中過ごせる公園」を実現するため、公園の拡大整備及び機能拡充を計画しており、機能豊かな公園として整備を行うことで、多くの市民や観光客が思い思いの時間を過ごせるスペースとなり、快適な都市環境の形成を推進することができる。」とされている。

まず、本工事業は、4ヵ年かけて行っている工事業の最終年度であること、昨年度開業した宿泊施設の稼働率は高く、当初の目的を達成していることが説明された。

工事業内容は、敷地造成工、給水設備工、雨水排水設備工、園路広場整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設工等、公園整備としては一般的なものである。

水飲みの水道水の衛生面での安全性について質問があったが、水道はトイレ等とのネットワークを形成しており、水が滞留する可能性は低いとの回答があった。

なお、工事に関する資料は十分に整っていた。現地監査により本工事は計画通りに進捗していることを確認した。

ウ 市民広場改修工事（総務課・公園緑地課）

本工事の事業目的は、「市役所庁舎市民広場の有効活用を図るため、市民や職員の憩いの場として環境整備を実施する。また、新図書館計画と連動し、別府公園・庁舎市民広場の一体化計画としての整備を実施し、新図書館と連携した賑わいづくりを行う。」とされている。

まず、工期や工事概要の説明があった。既存する樹木の移設先、日よけの設置場所や材質などに関する質問があったが、いずれも実情にあった適切な計画であると判断した。また、完成後は市役所職員も積極的に利用し、労働環境の改善にもつなげて欲しいと、委員からも強い要望があった。

なお、工事に関する資料は十分に整っていた。現地監査により本工事は計画通りに進捗していることを確認した。